## 最低制限価格,低入札価格調査基準及び工事費内訳書確認基準 の設定方法の見直しについて

ダンピング対策の充実をより一層図るため,工事又は製造その他についての請負に係る最低制限価格,低入札価格調査基準及び工事費内訳書の確認基準の設定方法を次のとおり見直します。

## 1 主な改定内容

(1) 最低制限価格及び低入札価格調査基準を設定するにあたり,工事区分ごとに乗じる割合の下限を引上げ

	改正前	改正後
一般管理費等	10 分の 6.5	10 分の 7.5
機器単体費,機器費	10 分の 9.07	10 分の 9.2

(2) 工事費内訳書確認基準を設定するにあたり、工事区分ごとに乗じる割合の下限を引上げ

	改正前	改正後
直接工事費(建築工事を除く)	10 分の 7.5	10 分の 9.5
直接工事費(建築工事)	10 分の 7.35	10 分の 9.35
共通仮設費	10 分の 7	10 分の 9
現場管理費等	10 分の 7	10 分の 8
一般管理費等	10分の3	10 分の 5.5
機器単体費,機器費	10 分の 6.9	10 分の 8.75

## 2 適用時期

令和4年11月1日以降に公告及び指名する案件から適用します。

※令和4年11月以降の公告分から改正後の算定方法になりますのでご注意ください。

適用例	令和4年10月	令和4年11月
改正前の算定方法	10/21 日公告	> 11/16 入札
改正後の算定方法		11/11 公告 11/30 入札